

せいり ばんごう 整理番号	4-1-2	そうだん 相談レベル	2
ぶん るい 分類	ざいりゅう しかく てつづき 在留資格 & 手続き		
こう むく 項目	ざいりゅう しかく 在留資格		
ない よう 内容	こうしん てつづき 更新手続き		

### 1 想定される質問の背景

- 在留期間の更新を忘れてしまった。 ○ 在留期間の更新が面倒だと思っている。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 在留期間の更新を忘れるとどうなりますか？

回答者 在留期限を過ぎた日から超過滞在となり、退去強制の対象となりますので、必ず忘れないようにしましょう。災害や病気などで更新できなかった場合には、それらを証明する書類を持参して入国管理局と相談してみましょう。

相談者 在留期間の更新手続きはいつからどこで行えますか？

回答者 更新許可申請は在留期限の2ヶ月前から、東京入国管理局横浜支局などで行います。手数料は4,000円です。支局では「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置し、電話や訪問による照会に日本語だけでなく、英語、ハンガール、中国語、スペイン語でも対応しています。受付時間は、平日の9時～12時と13時～16時です。

⇒ 東京入国管理局横浜支局外国人在留総合インフォメーションセンター

郵便番号: 231-0023 電話番号: 045-651-2851～2

横浜市中区山下町37-9横浜地方合同庁舎

⇒ 同局川崎出張所

郵便番号: 215-0021 電話番号: 044-965-0012

川崎市麻生区上麻生1-3-14川崎西合同庁舎

相談者 更新許可手続きに必要な書類は何ですか？

回答者 在留資格によって申請書類や添付書類が異なりますので、必ず入国管理局に確認してください。一般的には、在留期間更新許可申請書、在学・在職証明書など、在留期間の更新を必要とする理由を証明する書類、パスポート、外国人登録証明書などです。

### 3 派生する質問と回答

相談者 在留資格の変更許可を申請しているのですが、更新許可申請は行う必要はありますか？

回答者 その場合、更新許可申請を行う必要はありませんが、在留期限が近い場合には、入国管理局によく説明して相談してみましょう。

相談者 留学の在留資格で最初の在留期間は6月しか認められませんでした。更新が面倒なので、早く1年間の在留期間が認められるようになりたいのですが？

回答者 在留期間は法務大臣の裁量で決められますが、一般的には、在留資格に認められた活動を安定して継続している場合には、徐々に長い更新期間が認められると聞いています。

相談者 短期滞在の在留期間の更新は認められますか？ 回答者 認められません。